

観光客受入環境整備支援金 Q & A

令和2年9月1日更新版

【目次】

1 制度の趣旨

(Q 1-1) どのような制度でしょうか。

2 支援対象者

(Q 2-1) 支援金の対象はどのような事業者ですか。

(Q 2-2) 記載以外の業種を営んでいる場合は、対象にならないのでしょうか。

(Q 2-3) 業種が該当していれば、企業規模に関わらず支援を受けられますか。

(Q 2-4) 個人事業主でも対象となりますか。

(Q 2-5) 第3セクターや指定管理者でも対象となりますか。

(Q 2-6) 本社が木曾郡外で、木曾郡内で事業を実施している場合は対象となりますか。

(Q 2-7) 申請後に開業する場合でも対象となりますか。

(Q 2-8) 対象者の排除要件はありますか。

3 支援対象事業

(Q 3-1) 支援金の対象はどのような経費ですか。

(Q 3-2) 対象となる事業の実施期間はいつまでですか。

(Q 3-3) なぜ5月14日以降に実施した事業が対象なのでしょうか。

(Q 3-4) 他の補助金等とは、どのような補助金でしょうか。

(Q 3-5) 支援金の対象にならない経費は、どのような経費でしょうか。

(Q 3-6) 事業を2つ実施することは可能ですか。

(Q 3-7) 既存の設備の更新は対象となりますか。

4 支援率等

(Q 4-1) 支援率はどのくらいですか。

(Q 4-2) 支援額はどのくらいですか。

(Q 4-3) 支援額等が変更になる場合もありますか。

5 交付申請

- (Q 5-1) 申請書類はどこで入手できますか。
- (Q 5-2) 申請書類はどこに提出するのですか。
- (Q 5-3) 木曾郡内で事業所を2カ所経営していますが、2回申請できますか。
- (Q 5-4) 提出期限はありますか。
- (Q 5-5) 申請書類の書き方がわかりません。どこかで相談に乗ってもらえませんか。
- (Q 5-6) 申請書類に不備があった場合に修正はできますか。
- (Q 5-7) 提出書類のうち、「営業活動を行っていることがわかる書類」は具体的にはどういうものが必要でしょうか。
- (Q 5-8) 提出書類のうち、「事業内容及び申請金額が確認できる書類」は具体的にはどういうものが必要でしょうか。
- (Q 5-9) 提出書類のうち、「事業内容及び支払金額が確認できる書類」は具体的にはどういうものが必要でしょうか。
- (Q 5-10) 提出書類のうち、「振込口座と口座名義がわかる書類」は具体的にはどういうものが必要でしょうか。
- (Q 5-11) 提出書類のうち、「その他協議会長が必要とする書類」は具体的にはどういうものが必要でしょうか。
- (Q 5-12) 支援金交付の可否はいつわかりますか。
- (Q 5-13) 事業内容を変更することはできますか。
- (Q 5-14) 事業を中止（廃止）することはできますか。
- (Q 5-15) 対象期間内に事業が完了しない場合、支援金はどうなりますか。
- (Q 5-16) 申請の取下げはできますか。
- (Q 5-17) 支援金はいつ振り込まれますか。
- (Q 5-18) 事業再開枠はいつ申請するのですか。

1 制度の趣旨

(Q 1-1) どのような制度でしょうか。

(A) 御嶽山噴火により深刻な影響が生じている木曽地域における観光事業者が、観光客の受入環境の整備を行う取組について支援金を交付するものです。

2 支援対象者

(Q 2-1) 支援金の対象はどのような事業者ですか。

(A) 木曽郡内に事業所を有し、主として観光客をサービスの対象とする飲食店、宿泊施設、小売店、観光施設等を経営する事業者です。

(Q 2-2) 記載以外の業種を経営している場合は、対象にならないのでしょうか。

(A) 記載以外の業種であっても、主として観光客をサービスの対象としている事業者であれば対象となりますので、木曽観光復興対策協議会事務局（長野県木曽地域復興局商工観光課 TEL：0264-25-2228）までご相談ください。

(Q 2-3) 業種が該当していれば、企業規模に関わらず支援を受けられますか。

(A) 企業規模の指定はありませんので、木曽郡内に事業所を有し、該当する業種を営んでいれば支援対象となります。

(Q 2-4) 個人事業主でも対象となりますか。

(A) 木曽郡内に事業所を有し、該当する事業を営んでいる、個人事業主の方は支援対象となります。

(Q 2-5) 第3セクターや指定管理者でも対象となりますか。

(A) 公的な支援等を受けている団体であっても、木曽郡内に事業所を有し、該当する業種を営んでいれば支援対象となります。

(Q 2-6) 本社が木曽郡外で、木曽郡内で事業を実施している場合は対象となりますか。

(A) 本社が木曽郡外（個人事業主の場合は住民票に記載の住所が木曽郡外）の場合であっても、木曽郡内に事業所を有していれば支援対象となります。

(Q 2-7) 申請後に開業する場合でも対象となりますか。

(A) 申請後に開業する場合は支援対象外となります。ただし、8月31日までに開業しており木曽郡内において事業を営んでいることを証明できる場合は、支援対象となります。

(Q 2-8) 対象者の排除要件はありますか。

(A) 以下の要件があります。

- ・暴力団との関係性がないこと。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業を行っていないこと。

3 支援対象事業

(Q 3-1) 支援金の対象はどのような経費ですか。

(A) 使用目的が観光客受入環境整備の遂行に必要なものと明確に特定できる以下の経費です。

- ・機器購入費
- ・設置費
- ・設置に伴う関連工事費
- ・撤去費
- ・設計費
- ・諸経費

また、併せて事業再開枠を申請される方は、業種別ガイドラインに基づいた感染拡大予防のために行う感染防止対策の取組に対する、以下の経費も対象となります。

- ・消毒費
- ・マスク費
- ・清掃費
- ・飛沫対策費
- ・換気費
- ・その他衛生管理費

なお、国で各業界団体が作成したガイドラインを公表していますので、参考にしてください。

【内閣官房HP 新型コロナウイルス感染症対策】<https://corona.go.jp/>

(Q 3-2) 対象となる事業の実施期間はいつまでですか。

(A) 令和 3 年 2 月 28 日までに実施される事業が対象です。事業は交付決定を受けた日以降に実施していただく必要がありますが、本支援金においては、特例として令和 2 年 5 月 14 日から令和 2 年 8 月 31 日に実施した事業も遡って対象となります。

(Q 3-3) なぜ 5 月 14 日以降に実施した事業が対象なのでしょう。

(A) 長野県において緊急事態宣言が解除された日以降に実施された事業を対象とします。

(Q 3-4) 他の補助金等とは、どのような補助金でしょうか。

(A) 国、県及び市町村の事業における補助金等です。他の補助金等の交付を受けている経費は対象外です。

(Q 3-5) 支援金の対象にならない経費は、どのような経費でしょうか。

(A) 以下の経費が対象外です。

- ・ 事務用品等の消耗品費
- ・ ランニングコスト
- ・ レンタル・リース費
- ・ 建築基準法等に定める法定検査費
- ・ 代金支払いのための振込手数料

また、事業再開枠の対象外経費については、観光客受入環境整備支援金「事業再開枠」交付要領第4条3項をご確認ください。

(Q 3-6) 事業を2つ実施することは可能ですか。

(A) 例えば、無料公衆無線LAN環境の整備とキャッシュレス決済環境の整備を組み合わせるなど、環境整備支援金と事業再開枠の双方において、2つ以上の事業を組み合わせての申請は可能です。ただし、申請（交付）は1事業者あたり1回限りとなります。

(Q 3-7) 既存の設備の更新は対象となりますか。

(A) 単なる取替え更新等ではなく、機能が向上するものであれば対象となります。

4 支援率等

(Q 4-1) 支援率はどのくらいですか。

(A) 環境整備支援金については、9/10以内、事業再開枠については、1/2以内です。

(Q 4-2) 支援額はどのくらいですか。

(A) 環境整備支援金については、上限20万円、事業再開枠については、上限4万円です。ただし、支援金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

(Q 4-3) 支援額等が変更になる場合もありますか。

(A) 原則として、申請いただいた金額を上限とし、実績に応じて交付しますが、予算の範囲内において交付しますので、申請金額がそのまま交付されない場合もあります。

5 交付申請

(Q5-1) 申請書類はどこで入手できますか。

(A) 木曽観光復興対策協議会のホームページからダウンロードいただくか、木曽観光復興対策協議会事務局（木曽地域振興局商工観光課）にて配布しています。

(URL) <https://www.pref.nagano.lg.jp/kisochi/kisochi-shokanken/hukkoutaisaku/kisokankou.html>

(Q5-2) 申請書類はどこに提出するのですか。

(A) 木曽観光復興対策協議会事務局（木曽地域振興局商工観光課）まで郵送または持参してください。

〒397-8550 木曽郡木曽町福島 2757-1 （木曽合同庁舎 3階）

木曽観光復興対策協議会事務局（長野県木曽地域振興局商工観光課）

（電話）0264-25-2228

(Q5-3) 木曽郡内で事業所を2カ所経営していますが、2回申請できますか。

(A) 事業者単位で交付するため、申請（交付）は1事業者あたり1回限りとなります。

(Q5-4) 提出期限はありますか。

(A) 令和2年9月30日消印有効です。

(Q5-5) 申請書類の書き方がわかりません。どこかで相談に乗ってもらえますか。

(A) 木曽観光復興対策協議会事務局（木曽地域振興局商工観光課）で書き方などの相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先は（Q5-2）をご参照ください。

(Q5-6) 申請書類に不備があった場合に修正はできますか。

(A) 書類に不備があった際は、木曽観光復興対策協議会事務局（木曽地域振興局商工観光課）の担当者から申請書に記載された電話番号へ連絡をさせていただきます。

提出書類に誤りがあった場合は、木曽観光復興対策協議会事務局（長野県木曽地域振興局商工観光課）まで連絡をお願いします。

(Q5-7) 提出書類のうち、「営業活動を行っていることがわかる書類」は具体的にはどのようなものが必要でしょうか。

(A) 直近の決算報告書（個人事業主の場合は、前年の確定申告書）の写しを提出してください。決算後6か月以上経過している場合は、直近の試算表または売上の推移が確認できる書類の写しも併せて提出してください。

なお、設立後1年未満の法人又は個人の新規開業者で令和2年1月以降に初めて事業収入が発生した事業者の方は、事業の取引等に関する書類（売上台帳等、事業

活動を継続的に行っていることがわかる書類)の写しを提出してください。

領収書やレシートの控えのみでは当該書類には当たりません。

(Q5-8) 提出書類のうち、「事業内容及び申請金額が確認できる書類」は具体的にはどのようなものが必要でしょうか。

(A) 見積書の写しやカタログの写し等、事業内容及び申請金額が確認できる書類を提出してください。

なお、令和2年5月14日から令和2年8月31日までに実施された事業について、支払い等が完了している場合は、写真及び領収書の写し等を提出してください。

(Q5-9) 提出書類のうち、「事業内容及び支払金額が確認できる書類」は具体的にはどのようなものが必要でしょうか。

(A) 写真及び領収書の写し等、事業内容及び支払金額が確認できる書類を提出してください。

なお、令和2年5月14日から令和2年8月31日までに実施された事業について、申請時に写真及び領収書の写し等を提出いただいている場合は、当該書類は不要です。

(Q5-10) 提出書類のうち、「振込口座と口座名義がわかる書類」は具体的にはどのようなものが必要でしょうか。

(A) 通帳の見開きページの写し等、金融機関名、支店名、口座名義(カナ)、口座番号がわかる書類を提出してください。

オンラインの銀行口座をもっており、通帳がない場合は、オンライン上で金融機関名、支店名、口座名義(カナ)、口座番号が確認できる画面のコピー等を提出してください。

(Q5-11) 提出書類のうち、「その他協議会長が必要とする書類」は具体的にはどのようなものが必要でしょうか。

(A) 事業内容等を確認するために、必要に応じて提出を求める場合があります。

(Q5-12) 支援金交付の可否はいつわかりますか。

(A) 申請の期間が令和2年9月1日から令和2年9月30日ですので、10月上旬を目途に通知します。

(Q5-13) 事業内容を変更することはできますか。

(A) 例えば、無料公衆無線LAN環境の整備をバリアフリー化にするなど、対象事業の変更は、原則として、できません。

ただし、設置する機器を変更した等、申請した事業内での軽微な変更は可能です。

(Q 5-14) 事業を中止(廃止)することはできますか。

(A) 事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ観光客受入環境整備支援金事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、承認を受けてください。

(Q 5-15) 対象期間内に事業が完了しない場合、支援金はどうなりますか。

(A) 原則として、対象期間内に事業が完了しない場合は、支援金を交付することができません。

(Q 5-16) 申請の取下げはできますか。

(A) 交付決定の日から30日以内であれば、取下げを行うことが可能です。

(Q 5-17) 支援金はいつ振り込まれますか。

(A) 報告書を受理した日から1か月を目途に交付します。なお、書類に不備があり、是正等が必要となった場合はこの限りではありません。

(Q 5-18) 事業再開枠はいつ申請するのですか。

(A) 環境整備支援金と同時に申請してください。